



2024
6

大阪維新

ジャーナル



OSAKA ISHIN JOURNAL

●発行：2024/6/15 ●発行元：大阪維新の会 大阪市議員団 ●〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪役所8階）TEL:06-6208-8628

幹事団

- | | | | |
|---------------|----------------|-----------------|------------------|
| 代表
東 貴之 | 幹事長代行
岡崎 太 | 幹事
近藤 大 | 総務会長
杉村 幸太郎 |
| 代表代行
広田 和美 | 副幹事長
坂井 はじめ | 政調会長
ホンダ リエ | 総務会長代行
佐々木 り之 |
| 幹事長
高見 亮 | 幹事
大西 しょういち | 政調会長代行
高山 美佳 | |

東淀川区

橋本まさと 民生保健	岩池きよ 財政総務	ますもとさおり 建設港湾(副委員長)

淀川区

坂井はじめ 民生保健(代表)	今村直人 都市経済(副委員長)	佐竹りほ 財政総務(副委員長)

都島区

岡田 妥知 財政総務	大西しょういち 教育子ども

旭区

宮脇 希 教育子ども

西淀川区

山田はじめ 建設港湾	山田かな 都市経済

北区

高 山 美 佳 都市経済	近 藤 大 建設港湾

城東区

ホンダリエ 民生保健	わしみ 慎一 財政総務(副委員長)

鶴見区

大橋 一 隆 都市経済(代表)	黒田まりこ 建設港湾(代表)

福島区

広田 和美 市政改革(代表)

此花区

たけち博幸 教育子ども(副委員長)

西区

東 貴 之 都市経済	西 拓 郎 財政総務

中央区

野上らん 建設港湾(委員長)	塩中一成 民生保健

東成区

岡崎 太 財政総務(代表)	近藤みわ 教育子ども

港区

藤田あきら 教育子ども

大正区

出雲輝英 民生保健

浪速区

竹下隆 市政改革

天王寺区

金子恵美 建設港湾

生野区

木下誠 市政改革	原口悠介 財政総務(委員長)

住之江区

片山 一 歩 建設港湾	佐々木りえ 市政改革

西成区

辻 淳 子 民生保健	藤岡寛和 教育子ども(代表)

阿倍野区

梅園周 建設港湾	谷井正佳 民生保健

住吉区

上田智隆 教育子ども(委員長)	伊藤亜実 都市経済(委員長)

東住吉区

田辺信広 財政総務	高見亮 市政改革

平野区

杉村幸太郎 教育子ども	吉見みさこ 都市経済	松田まさとし 民生保健(副委員長)



2024

6

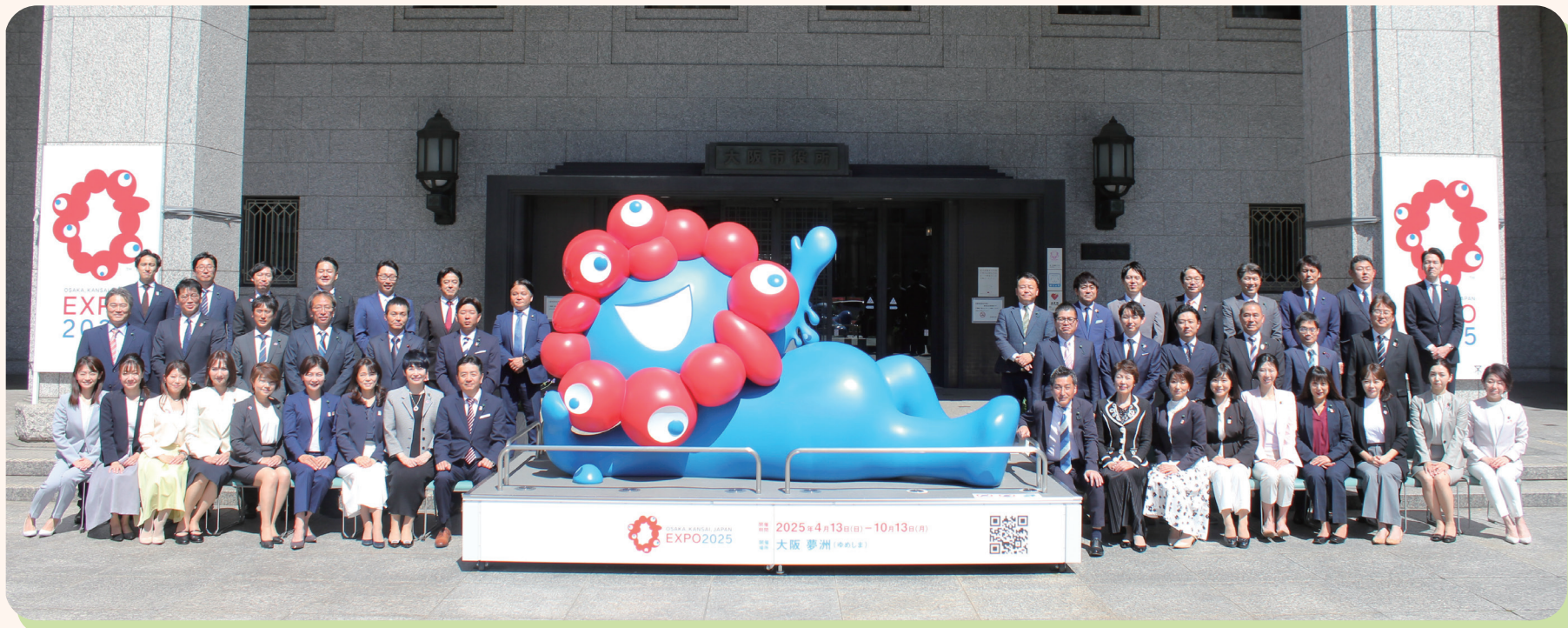
大阪維新

ジャーナル



OSAKA ISHIN JOURNAL

●発行：2024/6/15 ●発行元：大阪維新の会 大阪市議員団 ●〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪役所8階）TEL:06-6208-8628



日本一子育てしやすい街を目指して

次世代を育むことは、
大阪市の未来を育むこと

令和6年度 / 大阪市会 **ロードマップ**

くるぞ、万博。 2025

2024

2025

令和6年度4月

子ども医療費助成制度の所得制限を撤廃

病院・診療所などで、診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費及び訪問看護利用料の自己負担の一部を助成。所得制限の撤廃により、より安心して使える制度へ

対象者

大阪市内にお住まいかつ公的医療保険に加入している、0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの子どもが対象となります。

申請方法

お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当（区役所内）へ申請してください。該当する方には「子ども医療証」をお渡します。

子ども医療費助成制度の詳細は右記QRコードよりご確認ください。



令和6年度10月

大阪市習い事・塾代助成事業の所得制限を撤廃

所得制限を撤廃し、市内在住のすべての小学校5・6年生と中学生に助成対象を拡大。助成を受けるためには申請が必要です。（令和6年4月～9月利用分の交付決定を受けている方も申請が必要です）

問い合わせ先

大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局

電話 06-6452-5273 ※12時から20時まで

FAX 06-6452-5274

休業日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

大阪市習い事・塾代助成事業専用HP 右記のQRコードよりご確認ください。



国の制度拡充

児童手当制度の拡充

申請が必要な方々には9月ごろ順次申請書を送付いたします。

児童手当現況届について

現況届の提出は原則不要

必ずご確認ください

※現況届の提出が必要となる受給者には現況届を送付しておりますので、提出されていない方はお早めに各区の児童手当担課までご提出ください。

現況届を提出されない場合は、令和6年6月分（令和6年10月支払）以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

令和6年10月分手当から制度拡充が予定されていますが、拡充に伴う手続きの方法など詳細については市ホームページ等でお知らせします。